



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外第 16 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公企規程

| | |
|----------------------------|---|
| 島根県企業局財務規程の一部を改正する規程 | 1 |
| 島根県企業局組織規程の一部を改正する規程 | 4 |
| 島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 | 4 |
| 島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 | 5 |
| 島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程 | 6 |

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 物品を出納保管（使用中の物品に係る保管を除く。）すること。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 物品を出納保管（使用中の物品に係る保管を除く。）すること。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（企業出納員等の事務の引継ぎ）

第 4 条の 2 企業出納員又は分任出納員の更迭があった場合においては、前任者は、発令の日から 7 日以内にその事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定により事務の引継ぎをするときは、管理者が命ずる職員が立ち会うものとする。

3 第 1 項の場合において、特別の事由によりその担当事務を後任者に引き継ぐことができないときは、直ちにその旨を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

第 4 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（事務引継ぎ手続）

第 4 条の 3 前条第 1 項の規定による事務の引継ぎに当たっては、事務引継ぎの日において各帳簿の最終記帳の次に年月日及び現在高を記入し、引継書（様式第49号）正副 2 通を調製し、かつ、前任者及び後任者がこれらの帳簿及び引継書に連署しなければならない。この場合において、後任者は、前任者の保管に係る現金、有価証券及び物品についてその内容を各帳簿と対照し、確認しなければならない。

（引継ぎ報告）

第 4 条の 4 前条の手続が終わったときは、後任者は引継書の副本を添えて、管理者に報告しなければならない。

第26条第 1 項中「第11号」を「第14号」に改める。

第40条、第41条、第42条第2項、第46条、第49条第1項、第49条第2項、第50条第1項、第50条第2項、第51条、第51条の2、第52条、第54条及び第55条中「物品出納員」を「企業出納員等」に改める。

別表第3 工業用水道事業会計・水道事業会計の表中

| | | | |
|---|----------------------|--|-------|
| 「 | 構築物 原水及び浄水設備 貯水設備 | えん堤(ダム持分) えん堤(逆調整池) | の次に |
| 「 | | えん体護岸 可動ぜき 可動ぜき巻上機 排砂門扉 排砂門扉巻上機 用水門扉 用水門扉巻上機 魚道 門扉操作盤(卓) えん堤配電盤 予備電源装置 舗装道路及び舗装路面 | を、 |
| 「 | 機械装置 その他機械装置 | 中央処理装置 | の次に |
| 「 | | 印字装置 | を加える。 |

様式目次中「様式第48号(別表2) 消耗品(原材料)受払簿」の次に「様式第49号(第4条の3) 引継書」を加える。

様式第23号中「物品出納員」を「企業(分任)出納員」に改め、「貯蔵品出納報告書」を「貯蔵品払出報告書」に改める。

様式第24号中「物品出納員」を「企業(分任)出納員」に改め、「貯蔵品出納報告書」を「貯蔵品受入報告書」に改める。

様式第25号(甲)中「物品出納員」を「企業(分任)出納員」に改め、「庫入指示書番号」を「庫入伝票番号」に改める。

様式第25号(乙)中「物品出納員」を「企業(分任)出納員」に改め、「用途」の列の次に「庫出伝票番号」の列を追加する。

様式第26号及び様式第27号中「物品出納員」を「企業(分任)出納員」に改める。

様式第48号の次に次の1様式を加える。

様式第49号

引 継 書

年 月 日

島根県知事 様

引継人 職 氏 名 ⑩

引受人 職 氏 名 ⑩

立会人 職 氏 名 ⑩

年 月 日付けの企業（分任）出納員の更迭により、新旧両企業（分任）出納員において下記のとおり引継ぎを終了しました。

記

- 1 現 金 年度 年 月 日から 年 月 日まで

| 受 入 額 | 払 込 額 | 払 出 額 | 手許保管額 | 摘 要 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

- 2 有 価 証 券

- 3 物 品

| 区 分 | 名 称 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 4 帳簿及び証拠書
 - 現金出納簿 冊
 - 有価証券台帳 冊
 - 貯蔵品出納簿 冊
 - 証 拠 書 冊

- 5 主 要 印 章 個

- 6 未決事項その他

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第17条の表東部事務所の項位置の欄中「仁多郡仁多町」を「仁多郡奥出雲町」に改める。

附 則

この規程は、平成17年3月31日から施行する。

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「危険作業従事手当」を「特殊現場作業従事手当」に、「用地交渉手当」を「用地等交渉手当」に、「夜間特殊業務手当及び業務手当」を「及び夜間特殊業務手当」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特殊現場作業従事手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する作業に従事したときに支給するものとし、その額は、1日につき740円とする。ただし、職員が同一日において、2以上の作業に従事した場合においても同様とする。

- (1) 電気作業（発電所建設作業を含む。）で特に危険を伴う作業に従事したとき。
- (2) 発電所の導水路等の内部で行う建設、維持修繕等の作業（監督作業を含む。）に従事したとき。
- (3) 地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は勾配50度以上で斜距離30メートル以上のしゅんげんな地点で行う建設、維持修繕等の作業（監督作業を含む。）に従事したとき。
- (4) 交通を遮断することなく道路上で維持修繕等の作業に従事したとき。
- (5) 著しい騒音を発生しながら高速で回転している機器の維持修繕等の作業に従事したとき。
- (6) 水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上の深所で行う建設、維持修繕等の作業（監督作業を含む。）に従事したとき。
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物又は劇物を使用して浄水設備の洗浄作業に従事したとき。
- (8) 酸素欠乏の危険がある箇所で行う建設、維持修繕等の作業（監督作業を含む。）に従事したとき。
- (9) 発電施設の水車、ドラフト及び発電機の内部点検清掃作業に従事したとき。
- (10) 公道から100m以上離れた山中で行う、発電所送電線の巡視点検作業（監督作業を含む。）に従事したとき。
- (11) 洪水等に伴うダムの放流等作業に従事したとき。
- (12) ダム湖面の船上で流木除去等の作業に従事したとき。
- (13) 施設の重大な事故等により事業所事故対策本部が設置され、施設の復旧作業に従事したとき。

第7条第4項中「用地交渉手当」を「用地等交渉手当」に、「、用地交渉に従事した職員に対して」を「、職員が事業の用に供する土地の所得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うものに従事したときに」に改め、同条第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(業務手当に関する経過措置)

2 この規程の施行の日から平成18年 3 月31日までの間に限り、企業局に勤務する職員（管理職手当への支給を受ける職員を除く。）がその業務に従事したときは、この規程による改正前の島根県企業職員の給与に関する規程第 7 条第 6 項の規定の例によるものとした場合に支給する手当の額を業務手当として支給する。この場合において、改正前の規程第 7 条第 6 項の規定の適用については、同項中「750円」とあるのは「375円」と、「1,110円」とあるのは「555円」とする。ただし、改正後の島根県企業職員の給与に関する規程第 7 条第 2 項の規定により特殊現場作業従事手当の支給を受ける場合は、業務手当を支給しない。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「請求」の下に「及び承認」を加え、同条第 1 項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理者は、第 1 項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して 1 週間を経過する日（以下「1 週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1 週間経過日までに承認の可否を決定することができる。

第22条第 1 項中「第14条」を「第14条及び第18条第 2 号並びに第21条別表第12号及び第14号」に改める。

第22条第 2 項中「第13条及び第15条から第18条まで」を「第13条及び第15条から第17条まで及び条例第18条（第 2 号を除く。）」に改め、同条第 3 項中「1 時間を」を「1 時間又は 4 時間を」に改め、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 第21条別表第11号に規定する休暇は、30分を単位として 2 回に分割して与えることができる。

4 第21条別表第16号に規定する休暇は、1 日又は半日若しくは 4 時間を単位として与えるものとする。

別表第11号中「生児」を「子」に、「満 1 年」を「満 3 年」に、「1 日 2 回それぞれ60分」を「1日120分（生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分）」に、「120分から」を「120分（生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分）から」に改め、「1 日 2 回合計の」を削る。

別表第13号中「小学校」を「中学校」に改める。

別表第15号中「その勤務しないことが相当である」を「勤務に支障がない」に改め、同号ウ中「ア及びイに掲げる活動のほか、」を削り、同号に次のように加える。

エ アからウに掲げる活動のほか、国、地方公共団体、特定非営利活動法人その他の団体の構成員又は協力者として行う活動であって、管理者が定めるもの

別表中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の 1 号を加える。

12 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子

当該期間につき 5 日の範囲内で必要と認める期間

| | |
|-----------------------------|--|
| の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | |
|-----------------------------|--|

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動車保管場所 前号に規定する工作物及び附帯する設備のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として宿舍に入居する職員に使用させるため企業局が設置するものをいう。

第4条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所の貸与の承認）

第4条の2 前条第1項の承認を受けた者は、1区画に限り、自動車保管場所の貸与を申請することができる。

2 前項の規定により自動車保管場所の貸与の申請をしようとする者は、自動車保管場所貸与申請書（様式第1号の2）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 管理者は、前項の承認をしたときは、自動車保管場所貸与承認書（様式第1号の3）を交付するものとする。

第5条中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所使用開始届）

第7条の2 第4条の2第2項の承認を受けた者は、自動車保管場所使用開始届（様式第3号の2）を管理者に提出しなければならない。

第8条第1項中「以下」を「この条、第16条及び第17条において「宿舍の」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「貸付料」を「宿舍の貸付料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第8条の2 前条の規定は、第4条の2第2項の承認を受けた自動車保管場所の貸付料について準用する。この場合において、第8条第2項中「宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した」とあるのは「自動車保管場所の使用を開始し、又は中止した」と、同条第3項中「第4条第3項の承認書に記載された入居」とあるのは「自動車保管場所の使用を開始した」と読み替えるものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所の区画変更の承認）

第14条の2 第4条の2第1項の承認を受けた者で自動車保管場所の区画の変更を受けようとするものは、自動車保管場所区画変更申請書（様式第5号の2）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の承認をしたときは、自動車保管場所区画変更承認書（様式第5号の3）を交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、変更前の区画に係る自動車保管場所使用中止届（様式第5号の4）及び変更後の区画に係る自動車保管場所使用開始届を管理者に提出しなければならない。

第15条の見出し中「明渡し」を「明渡し等」に改め、同条第1項中「明け渡さなければならない。」の次に「この場合において、その者が自動車保管場所の貸与を受けているときは、自動車保管場所使用中止届を併せて提出しなければならない」

ない。」を加え、同項ただし書中「当該宿舍」の次に「（貸与を受けた自動車保管場所を含む。）」を加える。

第16条中「貸付料」を「宿舍の貸付料及び自動車保管場所の貸付料（自動車保管場所の貸与を受けた者に限る。）」に改める。

第17条第 1 号中「貸付料」を「宿舍の貸付料」に改める。

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第1号の2(第4条の2関係)

年 月 日

管理者 様

所属名

職氏名

印

自動車保管場所貸与申請書

自動車保管場所の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 宿 舎 名

2 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

様式第 1 号の 3 (第 4 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

管理者

印

自動車保管場所貸与承認書

年 月 日付けで申請のあった自動車保管場所の貸与については、島根県企業局職員宿舍管理規程第 4 条の 2 第 2 項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 貸 付 料 月額 円

4 附 帯 事 項

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

管理者 様

申請者 新(現)所属 (電話 番)
 旧所属名 (電話 番)
 職氏名 (印) 男・女
 現住所
 出身地 市・町・村

宿舍の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

1 入居希望 (該当するものに 印を付けること。)

第 1 希望 ア 独身寮 イ 単身宿舍 ウ 世帯宿舍
 第 2 希望 ア 独身寮 イ 単身宿舍 ウ 世帯宿舍

2 収入の状況

給 料 月 額 級 号給 円
 扶養手当額 円
 合 計 円

3 入居予定家族の状況

有 無 (ア 単身 イ 独身)

| 続 柄 | 氏 名 | 年 齢 | 職 業 の 有 無 | 月 収 |
|-----|-----|-----|-----------|-----|
| 本 人 | | | — | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | (合 計) | 円 |

4 貸与申請をする理由 (具体的に記入すること)

5 現住居の状況 (異動に伴う申請については、記入不要)

* 住居の種類 ア 借家 (アパート等を含む。) イ 間借 (下宿を含む。) ウ 同居
 エ その他 ()
 * 家賃 (月額) 円

6 自動車の帯同状況

有 (ア 普通車 イ 軽自動車) 無

7 所属長意見

年 月 日 所属長名 (印)

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

年 月 日

管理者 様

自動車保管場所使用開始届

自動車保管場所の使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

なお、使用にあたっては島根県企業局職員宿舍管理規程を遵守します。

記

| カード | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------|--|----|-----------------------------|----|--|----|
| 0 | 3 | | | | | | |
| 所 属 | | | | 氏 名 | Ⓔ | | |
| 所属コード | 3 | | 8 | 職員番号 | 9 | | 14 |
| 自動車保管場所 区 画 番 号 | 宿 舎 (寮) 番 | | | | | | |
| 自動車保管場所 区 画 コード | 15 | | 22 | 使用年月日 (和 歴) | 23 | | 28 |
| 特 例 料 金 | 30 | | 35 | | | | |
| フリガナ 所 属 (部外者の場合記入) | 36 | | 45 | フリガナ 氏 名 (部外者の場合記入) | 46 | | 60 |
| 処 理 コード | 80 | | | | | | |

- (注) 1 太枠は記入しないこと。
2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第14条の 2 関係)

年 月 日

管理者 様

所 属 名

職・氏名

印

自 動 車 保 管 場 所 区 画 変 更 申 請 書

貸与を受けた下記の自動車保管場所について、区画の変更を受けたいので申請します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

様式第5号の3(第14条の2関係)

第 号
年 月 日

様

管理者

印

自動車保管場所区画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった自動車保管場所の区画の変更については、島根県企業局職員宿舍管理規程第14条の2第1項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 貸 付 料 月額 円

4 附 帯 事 項

様式第 5 号の 4 (第 14 条の 2 関係)

年 月 日

管理者 様

自動車保管場所使用中止届

下記のとおり自動車保管場所の使用を中止したので届け出ます。

記

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------|----|---------------------------|--|----|----|---|--|
| カード | | | | | | | | | |
| 0 | 4 | | | | | | | | |
| 所 属 | | 氏 名 | | | | | | ㊟ | |
| 所属コード | | 3 | 8 | 職員番号 | | 9 | 14 | | |
| 自動車保管場所 区画番号 | | 宿舎(寮) | | 番 | | | | | |
| 自動車保管場所 区画コード | | 15 | 22 | 使用中止年月日 (和暦) | | 23 | 28 | | |
| 特例料金 | | 30 | 35 | | | | | | |
| フリガナ 所 属 (部外者の場合記入) | | 36 | 45 | フリガナ 氏 名 (部外者の場合記入) | | 46 | 60 | | |
| 処理コード | | 80 | | | | | | | |

(注) 1 太枠は記入しないこと。

2 職員番号のない人は、999999を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 管理者が別に定める宿舎に入居する職員の自動車保管場所の貸付料については、この規程の施行の日から平成17年6月30日までの間は、改正後の島根県企業局職員宿舎管理規程第8条の2の規定は、適用しない。
- 3 この規程による改正前の島根県企業局職員宿舎管理規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。